

令和4年度働き方改革モデル取組企業募集要領

1 趣旨

この要領は、令和4年度「働き方改革モデル取組企業」(以下、「モデル企業」という。)を募集するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2 事業の目的

県内の中小企業等の残業時間削減や年次有給休暇の取得率向上など、雇用環境の向上を促進するため、企業の働き方改革をサポートする専門家の伴走型支援を実施し、取組過程等を報告会で他企業に紹介することにより、働き方改革の県内全域への浸透を図ることを目的とする。

3 実施内容

(1) 専門家によるサポート

7月～2月において、5回程度の専門家によるコンサルティングを実施する。

○場所：各企業の事務所に専門家が訪問（場合によってはオンラインによる実施）

※公共交通機関による訪問が不便な場合は、専門家の送迎を依頼する場合あり。

○時間：1回あたり2時間程度

(代表者や人事・労務管理担当など、社内で働き方改革を推進する方の参加)

(2) 取組内容の報告会

11月頃と3月頃にコンサルティングに入っている企業同士の情報交換を兼ねて、県内企業向けに取組内容の報告会を実施

○内容：11月頃＝取り組みの中間発表

3月頃＝取り組みの最終発表

※報告会の発表内容等は専門家と協力して作成する。

○場所：長崎県庁またはオンラインによる開催

(3) その他

コンサルティング終了後、取組成果や知見を県内企業に広く共有するため、県の事業への協力を依頼することがある。(事例集等への掲載やセミナー等で事例発表)

4. 派遣する専門家

働き方改革に深い知見を要する専門家を派遣します。

※本事業を委託する企業を現在入札中。7月初旬に決定予定。

5. 募集企業数

5社（建設業、製造業、運輸業、卸売業、宿泊業の5業種から各1社）

6. 費用負担

無料。ただし、場合によっては専門家の空港や駅等の公共交通機関まで送迎を依頼する場合がある。

7. 選定方法

募集業種毎の業界団体からの推薦

(推薦候補が多数いる場合は、県及び受託業者において選定)

8. 選定条件

- (1) 県内に事業所等を有する企業であること。
- (2) 中小企業（中小企業基本法に定める中小企業）であること。
- (3) 上記3実施内容の取り組みを最後まで実施可能なこと。

【参考】（他県で同様の事業で支援を受けた企業の成果）

- ・業務の洗い出し、スキルマップの作成やIT化の導入により、残業時間を減少し、有給取得率を向上させながら、売上高及び利益率を増加。（空調設備業）
- ・職員間のコミュニケーションが活発化し信頼関係が向上。年々上がっていた離職率が減少。（介護業）
- ・社内で情報共有会を実施したり、残業に対する評価の見直し等を実施。残業時間を減少し、売り上げ増を達成。新卒の個別説明会等への参加者も増加。（小売・卸売業）